



山形県公報

平成19年10月23日(火)
第1886号
~~~~~  
毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... (最上総合支庁福祉課) ...1367  
 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止..... ( 同 ) ... 同  
 市町村決定に係る都市計画の変更の図書の写しの縦覧..... (都市計画課) ...1368  
 同 ..... ( 同 ) ... 同  
 県道の供用の開始..... (最上総合支庁建設総務課) ... 同

### 教育委員会関係

#### 告 示

山形県教育委員会10月定例会の招集.....1369

### 企業局関係

#### 規 程

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程..... 同

### 公 告

大規模小売店舗の変更の届出..... (商業経済交流課) ...1370

## 告 示

### 山形県告示第940号

介護保険法(平成9年法律第123号)第75条の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年10月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定居宅サービス事業者の名称及び所在地                    | 事業所の名称及び所在地                  | 居宅サービスの種類          | 廃止年月日      |
|----------------------------------------|------------------------------|--------------------|------------|
| 株式会社ダーリングコーポレーション<br>新庄市大字鳥越字駒場1488番75 | さふらん新庄店<br>新庄市大字鳥越字駒場1488番75 | 福祉用具貸与<br>特定福祉用具販売 | 平成19. 9.30 |

### 山形県告示第941号

介護保険法(平成9年法律第123号)第115条の5の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成19年10月23日

山形県知事 齋 藤 弘

| 指定介護予防サービス事業者の名称及び所在地                  | 事業所の名称及び所在地                  | 介護予防サービスの種類                | 廃止年月日      |
|----------------------------------------|------------------------------|----------------------------|------------|
| 株式会社ダーリングコーポレーション<br>新庄市大字鳥越字駒場1488番75 | さふらん新庄店<br>新庄市大字鳥越字駒場1488番75 | 介護予防福祉用具貸与<br>特定介護予防福祉用具販売 | 平成19. 9.30 |

## 山形県告示第942号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき山形市から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

- (1) 種類 山形広域都市計画公園  
(2) 名称 2・2・33号ひばり公園

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第943号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、同法第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定に基づき河北町から送付のあった都市計画の変更の図書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成19年10月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 変更に係る都市計画の種類及び名称

河北都市計画用途地域の変更

## 2 縦覧の場所

土木部都市計画課

## 山形県告示第944号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成19年10月24日から同年11月6日まで縦覧に供する。

平成19年10月23日

山形県知事 齋 藤 弘

## 1 路線名 赤坂真室川線

2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字新町字小林979番81から  
同 778番2まで

## 3 供用開始の期日 平成19年10月23日

## 教育委員会関係

### 告 示

山形県教育委員会告示第16号

山形県教育委員会10月定例会を次のとおり招集した。

平成19年10月23日

山 形 県 教 育 委 員 会  
委 員 長 石 坂 公 成

- 1 招集の日時 平成19年10月25日（木）午後2時
- 2 招集の場所 山形市松波二丁目8番1号  
山形県庁舎教育委員室
- 3 議 題
  - (1) 平成19年度山形県教育功労者表彰被表彰者の一部変更に係る臨時専決処理の承認について
  - (2) 市町村立学校職員給与と負担法に規定する学校職員の旅費に関する条例の施行規程の一部を改正する規則の制定に係る臨時専決処理の承認について
  - (3) 山形県立高等学校管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
  - (4) 平成20年度山形県立高等学校及び山形県立特別支援学校の高等部の入学者募集について
  - (5) 平成21年度山形県立高等学校入学者選抜基本方針の決定について

## 企業局関係

### 規 程

山形県企業管理規程第24号

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成19年10月23日

山形県企業管理者 遠 藤 克 二

山形県公営企業財務規程の一部を改正する規程

山形県公営企業財務規程（昭和53年4月県企業管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

第35条の見出し中「小切手」を「小切手等」に改める。

第41条の見出し及び同条第1項中「身分証明書」を「受託者証」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、当該委託を受けた者が当該委託に係る事務を行うに当たり、受託者証の掲示がなくても、納入義務者の信頼を確保できると認められるときは、この限りでない。

第41条第2項を次のように改める。

- 2 前項の受託者証の交付を受けた者は、納入義務者の見やすい場所に受託者証を掲示しなければならない。

第42条を次のように改める。

第42条 削除

第45条中「身分証明書」を「受託者証」に改める。

第51条第2項第11号中「製作及び」を削る。

第56条第2項中「又は郵便局」を削る。

第91条第2号、第92条、第93条、第143条第1項及び第149条中「製作」を「製造」に改める。

別記様式第43号を次のように改める。

様式第43号（受託者証）

第 号

## 徴収（収納）事務受託者証

所在地又は住所

名称及び代表者氏名又は氏名

取扱収入の種類

委託期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記の者は、本県企業局の収入の徴収（収納）の事務の委託を受けた者であることを証明する。

年 月 日

山形県企業局

印

- 備考 1 この受託者証は、納入義務者の見やすい場所に掲示しなければならない。
- 2 この受託者証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 3 この受託者証を亡失し、又は損傷したときは、直ちに発行者にその旨を報告し、指示を受けなければならない。
- 4 徴収（収納）の事務に係る委託契約を委託期間内に解除したときは、直ちにこの受託者証を返納しなければならない。

## 附 則

この規程は、公布の日から施行する。

---

**公 告**

---

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働観光部商業経済交流課及び村山総合支庁産業経済部商工労働観光課並びに山形市役所において平成20年2月23日まで縦覧に供する。

平成19年10月23日

山形県知事 齋 藤 弘

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ホームセンタージョイ山形北店  
山形市馬見ヶ崎四丁目3番3号外
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社ジョイ 山形市あこや町二丁目1番30号  
代表取締役 阿部 恵
- 3 変更する事項  
(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

## （変更前）

| 小売業を行う者 | 開店時刻    | 閉店時刻 | 備考           |
|---------|---------|------|--------------|
| 株式会社ジョイ | 午前9時30分 | 午後8時 | 年間60日は午前6時開店 |

## （変更後）

| 小売業を行う者 | 開店時刻 | 閉店時刻  | 備考           |
|---------|------|-------|--------------|
| 株式会社ジョイ | 午前7時 | 午後10時 | 年間60日は午前6時開店 |

## (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

（変更前）午前9時15分から午後8時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後8時15分まで。

（変更後）午前6時45分から午後10時15分まで。ただし、年間60日は午前5時45分から午後10時15分まで。

## 4 変更年月日

平成19年10月7日

## 5 届出年月日

平成19年10月5日

## 6 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成20年2月23日までに知事に提出することができる。

(1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）

(2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(3) 意見

平成19年10月23日印刷  
平成19年10月23日発行

発行所 山 形 県 庁  
発行人 山 形 県

〒990-0047 山形市旅籠町二丁目 1-21  
印刷所 坂部印刷株式会社  
印刷者 坂部 登  
電話 山形(631)2057 (631)2056